

国際日本語教育研究協会（I J S）会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、名称を国際日本語教育研究協会（以下「I J S」という）と称する。

第2条（設置）

本会は、主たる事務局を大阪府大阪市西区立売堀 1-1-1 に置き、一般財団法人国際生涯学習研究財団（以下「財団」という）が主催し、株式会社アイビックが運営する。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

I J Sは、財団が主催し、株式会社アイビックが運営する日本語教師養成講座 420 時間コース（以下「日本語教師養成講座」という。）及び日本語教師の質的向上を図るとともに、日本語教師、日本語学習者及び日本語教育に関心を持つ人々を幅広く支援する事業を行い、内外の日本語教育に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本語教師の質的向上のためのセミナー・勉強会の企画・実施
 - (2) 日本語教師養成講座の質的向上のための事業
 - (3) 日本語教育関連情報の発信（求人情報・会報作成・イベント案内等）
 - (4) 毎年1月、7月に会報を発行
 - (5) 四半期毎に定例会の開催（2月、5月、8月、11月）
 - (6) その他 I J S の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項 (1) から (6) の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条（会員資格）

本会の会員資格は、以下の通りとする。

- (1) 財団が主催し、アイビックが運営する日本語教師養成講座を修了した者
 - (2) 日本語教育に関する実務に従事する者、及び関心のある者
 - (3) 本会の事業を賛助する日本語教育機関
- 2 前項 (1) 及び (2) の者を、委員会の承認をもって会員とし、前項 (3) を I J S 会員校と称する。
- 3 会員校は、定例会において、参加の上限を最大5名までとする。

第6条（入会金及び会計）

本会会員は、入会時に3年間の年会費を納める。本会の会費は、前条第1項(1)の者は、年間一律1000円とし、同条第1項(2)の者は、年間一律3000円とし、同条第1項(3)の者は、年間一律10,000円とする。支払いに関して、毎年3月または9月を更新月とし、3年分の会費を納める。但し、初回は3年間に満たない場合がある。また、定例会等への参加不参加にかかわらず、所定の年会費を納めなければならない。

- (1) 本会の活動に必要な経費は、会費の収入で賄うものとする。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条（定例会等に関する権利および禁止事項）

定例会等に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他情報、定例会等において提供される教材、書籍およびビデオ等の記録媒体及びその他一切の著作物、ならびに、定例会等で使用される一切の名称および標章（以下併せて「定例会内容」という。）についての著作権および商標権その他一切の権利は全てアイビックに帰属するものとする。

- 2 会員は、定例会内容を自己研鑽の目的にのみ使用するものとし、第三者に対して貸与、頒布、譲渡、修正、翻訳、複製、改変、使用許諾等を行ってはならない。
- 3 会員は、別途アイビックが明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他電子媒体を用いて定例会内容を記録することはできない。

第8条（映像・記録の利用）

アイビックは、定例会等の風景をカメラ等で撮影する場合があります。映像・記録は第3条の目的及び日本語教師養成講座の案内を目的として、WEBサイト、IJS会報及び各種広告媒体等に利用する。

- 2 会員は、撮影等された映像・記録が前項の範囲内で使用されること、および、当該映像・記録に対する肖像権等の一切の権利がアイビックに帰属することを承諾するものとする。

第9条（退会）

委員会が、本会会員に不適格と認めた場合に、強制的に本会員から退会させることができる。

- 2 本会を退会する会員は、事務局に連絡をする。尚、既に納められた会費は返金しないものとする。

第4章 役員

第10条（組織）

本会には運営のために、以下の役員をおく。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 一名 |
| 委員 | 若干名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 事務 | 若干名 |

第 10 条（総会）

総会は役員及び会員をもって構成する。総会は、委員会が招集し、年 1 回開催する。(2 月) 但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

第 11 条（会則の変更）

委員会は会員の承諾を得ることなく、本会則を追加又は変更することができるものとする。

2 変更後の規約は、財団またはアイビックが適当と判断する方法で会員に伝達し、伝達した時点より効力が生じるものとする。

施行	2018 年 3 月 1 日
一部改訂及び施行	2018 年 4 月 19 日
一部改訂及び施行	2019 年 4 月 1 日
一部改訂及び施行	2020 年 1 月 24 日
一部改訂及び施行	2021 年 7 月 27 日